

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会 (第 1 2 回)		
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時	令和 5 年 1 月 3 1 日 (火) 午前 9 時 3 0 分～午後 0 時 3 5 分		
開催方法	Web会議		
傍聴会場	相模原市役所 本庁舎本館 2 階 第 1 特別会議室		
出席者	委員	8 人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	5 人 (人権・女性活躍担当部長、他 4 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	10 人 (ほか報道機関 5 人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について 2 その他		

審 議 経 過

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(1) 答申(案)について(10 相模原市人権委員会について)

(矢嶋会長)皆様からご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

(金子委員) (4) 手続のアの最後の部分で「加害者への説示などを行うこと」となっているが、他のところと表記を合わせるのであれば「説示等を行うこと」の方がよろしいかと思う。

(事務局)「など」を「等」に修正させていただく。

(工藤委員)2 ページのアの救済についてのところで、「市民からの人権に関する相談対応」となっているが、これは、現在ある既存の相談対応ということで理解してよいか。それであれば、既存の相談対応ということを確認にした方がよいと思うが。

(事務局)「8 相談・支援体制の充実及び救済機関について」で記載のあるワンストップ窓口も含めた相談対応ということで考えている。

(矢嶋会長)今、事務局がおっしゃったのは、必ずしも既存のものに限定しないということだと思うが、よろしいか。

(工藤委員)了解した。既存の相談対応プラスアルファで、いろいろな相談が出てくるという理解でよろしいか。

(金子委員)今、工藤委員からその部分を指摘されて気づいたが、「市民からの人権に関する相談対応では解決が困難な場合においては」となっており、そのように限定をかけるということは、これは相談前置であるということか。

(辻委員)必ずしも相談前置ではないと私は理解しているが、事務局いかがか。

(金子委員)私も必ずしも相談前置ではないと思っている。というよりも、相談前置でない方がよいと思っている。そうであるとするならば、この「場合においては」はなくてもよいのではないか。「申出等を契機として」云々だけあればよいのであって、何か限定をかけるかのように誤解を招くようなこの表現は特になくてもよいのではないかというのが、私の本意である。事務局の考えはいかがか。

(事務局)基本的には相談の方から移行して、相談対応で困難な場合というのがまずベースにあると思っている。その他に申出というものはあると思うが、先ほど申し上げた8 とリンクするような形でこういう表現にさせていただいたところである。

(矢嶋会長)今、金子委員がおっしゃった、「市民からの人権に関する相談対応では解決が困難な場合においては」を削除するということは、事務局の趣旨からすると違うということか。

(事務局)この文章を作った経緯は、先の資料となるが、資料3の8 ページに「8 相談・支援体制の充実及び救済機関について」ということで以前審議いただいたところがある。それの(2)の文章とリンクすると思ったので、その文章を用いている。入口として人権委員会等に話が来るときには、まず相談という形で来るのではないかと考えており、そのような相談を受けている中で申出が上がっていくことになるというのが一番主流かと思っている。ただ、今、金子委員、辻委員がおっしゃるのは、必ずしも相談がなければいけないのかということかと思うが、今のところ事務局としてはこの8の文章を使って作らせていただいたということである。

(金子委員) この一文が入った経緯については承知した。ここは、タイトルにもあるように手続を定めているところであり、「相談対応では解決が困難な場合においては」と書くと、相談前置のような印象も受ける。ここは、手続を粛々と書けばよいので、この一文を私は削ってよいのではないかと思うが、いかがか。他の委員のご意見を伺えればと思う。

(矢嶋会長) 他の委員の方はいかがか。「市民からの」から「おいては」までを削除するという金子委員のご意見について、辻委員も多分同趣旨ということだと思う。工藤委員、金委員は、賛同ということであるが、他の委員の方もよろしいか。では、全員一致で、「市民からの人権に関する相談対応では解決が困難な場合においては」という文章は、削除ということをお願いしたいと思う。では他にご意見あるか。ないようなので、次に移らせていただく。

(2) 答申(案) について(12 不当な差別的言動について)

(矢嶋会長) 次に5ページの「12 不当な差別的言動について」を審議したいと思う。この項目は、(1)から(5)までであるので、項目ごとに審議して内容を固めていきたいと思う。初めに、7ページ、右の欄の(1)不当な差別的言動への対応について、まずご意見をいただきたい。

(金子委員) 7ページの下から7行目に、「令和4年の国連総括所見」と書いてあるが、もう少し詳細に、どこの条約体、どこの実施機関の総括所見なのかを明記をしておいた方がよいのではないか。別に学術論文ではないが、少しアバウトかなというふうに思った。事務局、これはどこか。

(事務局) 資料に入っていなかったが、「国連の障害者権利委員会が発した日本に関する総括所見は」という形で、付け加えさせていただければと思う。

(金子委員) 文章表現の問題だが、この7ページの文章について、途中までは「～である」、「～されている」となっているが、7ページの下から2行目から「～を講じること」というように他の項目と合わせて「～こと」という表現となっており、どうも上とのつながりが悪い。ここの部分だけ「～こと」の前書きの部分がある。多分ここだけだと思うが、これはもう少し文章上上手く表現できないものか。他の項目と比べて妙に表現がここだけ浮いている気がするが、その辺事務局はいかがか。

(矢嶋会長) 中身というより文章表現か。

(金子委員) そうである。中身の問題というよりは表現であるが、つまり、この部分だけこのような答申を行うことの理由が非常に詳細に書かれている。他のところについては、なぜこのような答申となったのかという理由が特に書いていないが、この部分だけこのようにかなり詳細に理由書きを付けているのは、どのような趣旨か。

(事務局) この後に出て来る不当な差別的言動への対応で、人種、民族、国籍、障害にした理由に係る部分であると考えている。ヘイトスピーチが行われているという部分も記載されており、また、やまゆり園事件の関係で障害についてもこの条例としては入れた方がよいのではないかという意見があったことで、その部分が明確になるように、少し他と比べて長い説明にはなっているが、人種、民族、国籍、障害にした理由の元となる部分として残した方がよいと思っている。

(金子委員) 実際に条例化するときには、この部分はどこに書かれることになるのか。それと

も条例になるときは、ここは一切削除されるのか。この答申は、先ほどから「～こと」というように書いて、つまり条例にはこれを条文化しろと、そういう内容になっているが、ここの部分だけなぜ我々がそれを答申するのかという理由が書いてある。少しその点に私は違和感を覚えている。もしもこれを書くのであれば、何かもう少し別のところで、答申をする際の前書き的なところに書いてある分にはよいと思うが、この答申の本文のところに書いてあることに若干の違和感を覚える。私だけか。これについては、むしろ他の委員のご意見を伺いたい。私は、ここの答申本文は、肅々と「～こと」というふうに条例に書き込むべきことだけを書いていけばよいのであって、特に部分的にここで理由をなぜ説明する必要があるのかということである。他の委員がこの内容でよければ私としては構わないが、ただそのような違和感を持ったということだけである。

(矢嶋会長) 今の金子委員のご意見は、「表現の自由」から、「差別的言動への対応が必要である」という文章を答申の前文に移すということか。

(金子委員) 前文でもよいし、あるいは答申をするときに何か一言、この答申に至った理由書き、説明書きとか経緯の説明のような文章を、つまり条例には載せないけれども、我々がこの答申をするに至った説明書きのようなものを入れ、そこに書き込んでもよいと思う。もちろん前文に書いてもよいと思う。なので、私は、この7ページの部分は下から2行目から始めればよいと思う。「表現の自由に配慮しつつ、地方公共団体として、次の対策を講じること。」として、その下に並んでいくということによくて、理由書きの部分は、今、会長がおっしゃったように前文に持っていくか、若しくは答申をするときの説明書きでよろしいかと思う。

(矢嶋会長) 他の委員のご意見を是非伺いたい、いかがか。

(金委員) 金子委員の発言に賛成である。そのとおりであると、改めてページをめくってみて思った。

(竹村委員) 私も、この部分だけ長々としていると感じている。今、金子委員の言われたようにそれがよいと感じた。

(工藤委員) やはり金子委員の言うことももつともである。私もこれは少し長いと思っていた。ただ書いてある内容は大変大事なことなので、前文とかどこかに位置付けて問題提起するということがよいのではないか。

(事務局) ご意見をいただき感謝する。重要な部分であるので残したいと思っている。金子委員がおっしゃったように、前文に入れるかどうかというところだが、前文に入れる部分は、基本的には条例に載る部分になると思われるため、答申を市長に提出していただくときに、例えば会長名でこういう意図でこの答申が作られているというような部分を答申の中に作り、どのような内容で検討されてきたというようなものを盛り込み、答申書自体の前書きのような形で載せさせていただくような修正ではいかがか。

(金子委員) 私もその方がよいと思う。この中には、「ヒアリングにおいては」という文章があり、前文に載せるにはふさわしくないような内容が書いてあるので、正にその答申をするときの趣意書のようなものを付けていただき、その中に、我々が今までこういう形で議論してきた、こういうような意見もあったし、こういうような意見もあって、結果としてこうなったのだというようなことを会長名で説明する文書を付けていただくのが一番よいと思う。そして、ここの文章もそこに移していただくのがよいと思う。

(矢嶋会長) 事務局からの提案に金子委員は賛成ということであったが、他の委員の皆様はご意見いかがか。特に反対のご意見がなければ、事務局提案ということで、この文章は、今後修正させていただきたいと思う。他に(1) 不当な差別的言動への対応について、ご意見はあるか。ないようなので、(2)に移らせていただく。(2) 声明について、ご意見をいただきたいと思う。

(工藤委員) この項で、前回かなり時間をかけて説明し、提案したかったところなのだが、審議できなかつた。今日改めて私から問題提起をさせていただきたいと思う。口頭で言いメモをするのも大変なので、事前に事務局に、こういう内容でこういう趣旨であるということについて委員の皆さんに事前配布するよう要請をさせていただいた。それで、昨日、事務局から各委員の方にメールが送付されたと思う。大変感謝している。この内容について少しご説明させていただきたいと思うが、一概に声明といっても少し漠然としているため、少し今問題になっている点が是非この対象に含まれるかどうかということについてである。結論から言うと、この声明には、今、問題となっている差別的デマ宣伝を拡散防止するために、非難や是正のメッセージも含まれているのかどうか、これは大事なポイントなのでそこだけ確認させていただきたいと思う。趣旨は、私も何回か補填発言をしてきていたが、ウトロ、コリア国際学園への放火事件があり、その犯人がインターネットの情報を鵜呑みにしてしまったと。いわば差別的デマを鵜呑みにしてしまったことを証言している。相模原市でも同様に、我々のことにも関係するが、今回の条例がやはり日本人差別であると、外国人に乗っ取られるといったものがある。それからやまゆり園事件でも、インターネットで広がった犯人は誰かということだが、朝鮮人、中国人とするようなことがインターネットで出回った。これも全く事実と反しているが、そのようなデマが結構ある。やはりこのような情報やデマを是正することが声明の一つのポイントだと思うので、こういうことがこの声明に盛り込まれているのかどうなのか、改めて確認したい。盛り込まれているということで確認ができれば今の文章どおりでよいが、この内容について、多分条例が制定された後に出てくるであろう解説本、解釈指針的なもので、この件については是非詳細にそこで解説いただきたいと思つての問題提起である。もしも現状含まれないということであるならば、是非この内容を含んで欲しいということもあり、確認されたということで結構である。これは無理であるということであれば、次の項について、また後程説明させていただきたいと思う。

(矢嶋会長) 委員の皆様には、あらかじめ事務局から工藤委員のご提案について、お知らせいただいていると思うが、いかがか。

(金子委員) 「それが許されないものであるとの立場を市が明確にし、これを無くしていくため」とあり、この文章を読む限りでは、そういう文言が入っているので、おそらくは今工藤委員がおっしゃった意味合いは、含意されているものと解することができるので、あとは、先ほど工藤委員がおっしゃったように、解釈マニュアルのようなものができる時にきちんと事例、具体例を挙げていけばよいのかなというふうに私は読めると思うが、事務局はいかがか。若しくは他の委員のご意見も伺いたいと思う。

(矢嶋会長) ここに含まれているので、この答申(案)としては修正を加えずに、解釈のマニュアルで説明するということが、皆様いかがか。

(事務局) 少し確認をさせていただきたいが、声明のところ、深刻で不当な差別事案が市

内で発生した場合」という文言に以前修正をかけていると思う。当初は、不当な差別的言動だけを対象にするという形で議論されていたと思うが、それに一般禁止規定である不当な差別的取扱いの禁止の部分を含むというような形でこういう文言を入れるような形になったと思う。例えば、不特定多数の方に対するデマというものが、この言葉の中に含んでいるという解釈でよいか。少し確認したい。

(工藤委員) 私は、全般的に含めると思う。不当な差別的言動のみならず、非常に深刻な差別事件が起きた場合、当然含まれると思う。多分そういうことで修正になっていると思う。

(金子委員) 声明は、それ自体が行政処分ではないので、かなりそういう意味では出しやすいとか、発動しやすい権限であると思う。したがって、条例の中では、とにかくここに書いてあるように、深刻で不当な差別事案であると市長が考えるものについては、こういうことを行うことは差別であるということを、声明を出すということができるといことなので、工藤委員が先ほどおっしゃったような場合も十分声明の対象になると思う。また、エに書いてあるように、人権委員会が市長に、これについては声明を出せというように求めることができるという項目を置くことになっているので、これは人権委員会の主導で、人権委員会のメンバーがそのように考えれば、声明を出すことを要請することもできるわけなので、十分いろいろな場合が考えられると思う。むしろこの中であまり限定をかけないほうがよいと思う。柔軟に対応できるようにしておくためには、一般的、抽象的な文言で十分かなというふうに私は考えている。

(矢嶋会長) 事務局、いかがか。

(事務局) そうすると、文章自体は修正せず、内容的に含まれるのではないかという形で、場合によっては、解釈指針等に具体例等を入れるという形で対応するというところでよろしいか。

(金子委員) よいと思う。ただ先ほど工藤委員がおっしゃった中で、何か犯罪行為が行われたときに犯人は中国人、朝鮮人であるというような場合には国籍差別、人種差別、民族差別でひっかけられると思うが、日本人差別であるというような発言についてまで声明の対象になるかどうかというのは、私は疑問なしとはしない。したがって、何でもかんでも声明が出せるわけではないということは、工藤委員にもご理解いただければというふうに思う。

(矢嶋会長) 工藤委員よろしいか。

(工藤委員) もちろん金子委員が言ったとおり何でもかんでもということは絶対ないので、慎重に判断して、これはやはり差別なんだ、声明が必要なんだということで出すということが前提である。金子委員が言ったとおりである。それとついでだが、今、三重県で条例ができつつある。参考のためということでメールに書いておいたが、災害に関する項目について少し触れている。三重県では、今年の5月にこの「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」というものが施行されているが、今年の4月に、また一部追加して多分全面施行になるのではないかと思う。その中の一文である。特に災害や疫病、事故等、緊急時の場合、そういうときにこういうことが必要なのではないのかということがそこに掲載されたわけである。いろいろ人権侵害を助長し、誘発するようなおそれのあることである。そこは、少し参考になるところだと思うので、特にもし今後、説明文、川崎市では解釈指針と言っているが、解説本は多分出るのであろうから、その中で少し参考にし

て見たらどうかと思って、あえて掲載をしていたところである。特に災害時に、別に民族、人種にこだわったわけではないが、いろいろなデマが出る。古くはもうちょうど100年であるが、関東大震災の時の朝鮮人、それから中国人、ある意味日本人も虐殺されている。最近では、3.11の東日本大震災、それから熊本地震とか、これはライオンが檻から出たとかである。はっきり言うと様々である。その後の福島宮城地震でも、いろいろあった。最近では、コロナの関係で、トイレットペーパーがなくなってしまうというようなデマ宣伝が出てきた。そういうこともあるので、人種、民族だけではなく、いろいろな面でデマが流される風潮があり、それがSNSで拡散していくということがあるため、あえてここに掲載しておいたので、別に参考にいただければありがたい。

(矢嶋会長) 三重県のことに關しては、解釈指針等でいかしていただきたいという工藤委員からのご発言だったと思うが、その前のことに關しても文言の修正はせずに、解釈指針等で盛り込むということで、事務局、そちらの方向でお願いしてよろしいか。

(金子委員) 少し確認したい。災害時のデマの問題はもちろん重要だが、熊本のときにライオンが動物園から逃げたとかあったが、それはこの条例の対象ではない。そのようなときにそのようなデマを流すなどといったことを声明として市長がこの条例を根拠に出すということは、私はできないと思うし、解釈指針にそのようなものを含むというように盛り込むことは、少々拡張解釈かなというふうに思う。その点は、確認をしておいた方がよいと思うが、事務局いかがか。

(工藤委員) 例を挙げただけで、検討して慎重にしてもらいたい。別にあえて書くことはない。デマ拡散の例として分かりやすく挙げただけである。

(矢嶋会長) 事務局、いかがか。

(事務局) 今、工藤委員がおっしゃっていただいた三重県の条例については、そういった災害時に必要な措置を講じるということで、具体的に声明ということは書いていないが、必要な措置の中には入っているかもしれないので、それについてはおっしゃるとおりかと思う。そして、今お話のあった熊本の件だが、いわゆるデマとかそういうもの全般ということではなく、この条例自体は、不当な差別をなくすということが一つの目的になっているので、その不当な差別に該当するかどうか、そういった視点で、やるかやらないかを判断していくことになるかと思う。なので、一般的なデマといったものに対して、必要に応じて首長の判断としてやっていくことは、この条例にのっとるというわけではなく、やっていく可能性はあるかもしれない。そのように事務局としては理解している。

(矢嶋会長) では、この件に關してはよろしいか。

(事務局) 声明のイであるが、「市長は、緊急時を除き、人権委員会に意見を聴くこと」となっている。この表現では、市長が自分の意思で声明を出すということではなく、全てのことについて、緊急時でなければ、市長は自ら意見を述べることができないような見え方になっているのではないかと思う。そこで、少し書き方の修正をさせていただければというふうに思うが、「市長は、必要があるときに、人権委員会の意見を聴くこと」というような形で、人権委員会に全て意見を聴くという形ではないような表現にさせていただきたいと考えているが、いかがか。

(矢嶋会長) (2) イの「緊急時を除き」という文言を修正するという事務局からの提案だが、いかがか。

(辻委員)そこは、あえて「緊急時を除き」というふうに審議会で結論が出たのではないかと理解しているが、これが元々設けられた趣旨は、市長が声明を渋っているのではないかと、ということがこの審議会で問題になって付け加えられたものだというふうに理解している。今、事務局がおっしゃったとおり、市長は、その政治責任に基づき、例えば、人権、デマについて一般的な表明を行うことは、この条例がなくても可能である。したがって、この規定は、あくまでも確認規定ということになる。確かその趣旨で議論が進んでいたかと思うが、今、事務局の方で再度ここについてゼロから考え直して、市長が人権委員会の意見を聴かなくても何かしら意見を述べるというふうに進めるというのであれば、それはご提案として承るが、そういうご趣旨か。もう一度言う。市長は、その政治責任に基づき、人権について何かしら問題があった場合、この条例に根拠が必要であろうはずがない。それにもかかわらず、あえてこの条例に「緊急時を除き、人権委員会に意見を聴くこと」とした理由は、人権委員会の意見を聴いた上で市長が不当な人権侵害について意見を述べると。声明を渋ってしまう市長に後押しをするために、人権委員会に意見を聴くことを規定するというふうに審議会で議論が進んだはずだが、今、事務局もう一度そこを必要なときというふうにおっしゃるのであれば、ご提案として承るが、そういうことか。

(矢嶋会長)事務局、提案の趣旨をもう一度説明いただきたいということだが、いかがか。

(事務局)人権委員会に当然意見を聴くということは必要で、意見を聴くのだが、市長がまず自らこれは声明を出した方がよいのではないかと、意見を言った方がよいのではないかと思ったときに、必ず手順を踏んで、人権委員会に意見を聴いて、それから意見を述べるというような形ではなく、市長が人権委員会の意見を聴く前に意見を述べるができるような書き方に修正できればと考えたものである。

(辻委員)事務局のご趣旨は理解しているが、果たしてこの審議会が始まって以来、市長はどのように動いたのかなという、かえってもう一度ここで議論するとすれば、やぶ蛇にならないかなということであるが、そのようにおっしゃるのであれば、分かった。

(金子委員)私も辻委員のおっしゃることと同趣旨であるが、このイを入れた理由は、市長はもちろんこの条例に関係なくこれが問題だという人権問題について自由に声明を出すことができる。そうではなく、これが入った理由は、この条例に基づいて声明を出す以上は、人権の専門機関である人権委員会の意見を必ず聴くよという意味である。ただし、どうしても緊急の場合には、人権委員会の意見を聴かずに市長が独自にこの条例に基づいて声明を出すということはある得ると思うが、この条例に基づいて声明を出す以上は、必ず人権の専門機関である人権委員会の意見を聴くよという意味である。したがって、この条例に基づかずに人権に関する声明を出すということであれば、自由にできるよということになるが、この条例に基づいて、ある程度条例上の根拠を持って声明を出す以上は、勝手に出すのではなく、専門機関のアドバイスというかお墨付きをそれなりに得てもらいたいよという意味である。多分辻委員も、先ほど政治責任において出したいのであれば、どうぞ自由よというか、むしろそれは人権委員会としてはウェルカムなことであるが、ただ、この条例に基づいた声明は、それは条例に基づいた声明であるため、ただの声明から比べればそれなりにインパクトが大きいと思うし、条例によって権威付けされるわけだが、そのような場合には、人権委員会の意見を聴いてもらいたい。市長が思ったとおりの声明ではなく、しっかりと人権委員会の意見を反映した声明にしてくださいよ、という意味合いであ

るが。

(矢嶋会長) 事務局、今、辻委員、金子委員からこの「緊急時を除き」という文言を入れた理由をご説明いただいたが、よろしいか。

(金子委員) つまり声明を出すときに、この何々条例第何条に基づいて以下の声明を発するというような形の声明を出すのであれば、人権委員会との共同作業にさせていただきたい。単に市長の声明ではなく、人権委員会もそれに対してしっかりとエンドースしているという形にさせていただきたい。そのための条項であるというふうに思う。人権委員会の預かり知らないところで、市長がこの何々条例第何条に基づいて以下の声明を発するというような声明を出さないでもらいたいということである。それ以外のところで自由に出すのであれば、それは人権委員会の預かり知らないところであるので、問題ないと思うが。

(事務局) 市長が、こういった事案があったときに、自分の判断で出す道もあるし、条例に基づいて意見を聴きながらやった方がよりよい事案であれば、そちらの道も取り得る。それは市長の判断でどちらを取るか決められ、どちらの道を取ったとしても、声明が出されなかった場合は、場合によっては人権委員会から声明を出すべきであるということでご意見をいただくと、そういう理解でよろしいか。

(金子委員) 私は、そのように理解している。やはりこの条例に基づいた声明というのは、それなりに権威があるものだと思う。法律家を含めた人権の専門家もそれに同意した声明として出すわけなので、より重い声明になるのかなというふうに思っている。そういうものを出すときには、人権委員会の意見を聴くこととし、市長が独自には出さないでもらいたいということがこの趣旨だというふうに思っている。辻委員も多分同趣旨であり、私もそのように記憶をしている。

(辻委員) 金子委員のご指摘のとおりである。この条文によって市長が守られるとお考えになっていただいた方がよろしいと思う。

(竹村委員) 私も同じ意見で、これは決して市長に敵対するとか出せと言っているのに出さないではないかというような趣旨の人権委員会ではなくて、市長を補佐するというか、補強するための委員会だと思う。是非その辺は、市長が独自に出すものもあるであろうし、人権委員会がお墨付きを与えるような形の中の声明を出したということが大きいことであって、そういう意味での理解を私はしている。

(大貫委員) これは、アの「市長は、人権委員会が受けた」を受けて、「市長は、緊急時を除き、人権委員会に意見を聴く」というように続くのではないか。人権委員会で受けたもの以外、先ほど出ているものについては、市長の別の判断で声明は出せると思うのだが。人権委員会が受けた市民からの情報に対して、市長は、緊急時を除き、人権委員会に意見を聴かなければ逆にいけないというふうに私はとった。

(事務局) 今のご意見は、人権委員会が受けたものについてはというような趣旨だったかと思うが、そういうことではなく、市長は、この条例に基づいて声明を発する場合には、人権委員会に意見を聴くという形に考えられると。市に直接来たものも人権委員会を通じて市に報告されたものも、声明を出す必要があるものは、両方とも人権委員会に意見を聴くこととなると思う。

(大貫委員) (2)は声明についてとなっており、人権委員会が受けた市民からの情報に対して声明を発出するかの検討を遅滞なく行って、声明を出すときには緊急時以外のものにつ

いては、人権委員会に意見を聴かなければいけないわけなので、先ほど出ている、他の件でのこの条例に関係のない声明であれば、市長は、声明を出しても人権委員会は関係ないというふうに私は受け取ったのだが。

(金子委員) 今、大貫委員がおっしゃったとおりだと思う。この条例の流れで出す声明については、必ず人権委員会の意見を聴かなければいけないという趣旨であって、この条例に載らないルートで出す声明は、人権委員会は関係なく、市長が出せばよいという理解であると思う。先ほど辻委員の方から、これはむしろ市長を守る条項であるというところもそのとおりであると思う。つまり市長が声明によって人権侵害をする場合だってあり得る。誰かを差別するような声明を出すようなこともあり得る。そういうことがないように、中立、客観的に人権委員会がどのような声明を出すのかということについて、言ってみればチェックをかけて、人権委員会の裏書きを得た上で市長が声明を出せば、それだけ客観性、中立性、専門性が高まるし、権威も高まるという趣旨である。そうではなくて何か声明を出したいということであれば、それは人権委員会としては責任が持てないので、ご自由にとということである。

(矢嶋会長) 事務局、よろしいか。

(事務局) 承知した。このままの文面でいきたいと思う。

(矢嶋会長) では、(2)に関してはよろしいか。

(金子委員) (2)というか、(2)以降全部に関わってくるのだが、先ほど(1)は、要するにこの項目の前書きであるので、先ほどの前書き的なことがなくなるとすれば、(1)ではなく、(1)そのものがなくなり、この(2)声明についてが(1)になると思う。先ほどの前文的なことを削除して、「次の対策を講じること」というように文章を短くすると、次の対策として(1)声明について、(2)公の施設の利用制限について、というふうに項目立てを取った方が美しいと思うが、いかがか。

(矢嶋会長) 事務局よろしいか。

(事務局) そのように修正させていただく。

(矢嶋会長) では、(2)に関しては、ここで閉じさせていただく。

—休憩—

(矢嶋会長) 次に、8ページ右欄の(3)公の施設の利用制限について、ご意見を伺いたい。

(金委員) 休憩の前におっしゃったことは、7ページの(1)不当な差別的言動への対応についてが全くなくなって、(2)声明についてが(1)になるということでしょうか。

(矢嶋会長) そうである。その後も順送りとなる。

(金委員) 1ページの10は、相模原市人権委員会についてとなっているが、この声明については、何に基づくものとなるのか。何番に持っていくのか。その続きが全くなく、声明についてが続くと思うのと、もし(1)の7ページの下から2行目、「表現の自由に配慮しつつ」から、その後の8ページの2行目までをいかにと、どこかが減るのか。そのつながりを、今、少し掴むことができていないのだが。

(矢嶋会長) 事務局から具体的な修文をどのようにするか説明をいただいてもよいか。

(事務局) 今、こちらで考えているところは、資料1の5ページに、「12 不当な差別的言動について」という見出しのみ残っているが、ここがまずある。その次のすぐ下にくる文章として、7ページの(1)の最後の部分、「表現の自由に配慮しつつ」から8ページの

「参照すること」までを12の柱書としてすぐ下に入れた上で、(1) 声明についてというふうにつなげていこうと考えているが、そういう理解でよろしいか。

(金委員) 分かった。

(矢嶋会長) では、(3) についてご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

(金子委員) この公の施設の利用制限についての部分も少し頭が重たいかなというふうに思うので、先ほどと同じように少し調整が必要かと感じる。

(矢嶋会長) 具体的には、どういう修正案となるか。

(金子委員) 「公の施設の利用は」から始まる文章が、端的に言えば、削除でもよいのかなと。公の施設の利用制限についてというタイトルがあった後に、9ページの5行目の文章から始め、「不当な差別的言動が行われることが見込まれる場合の公の施設の利用制限についての基準を定めること。なお、基準を定める場合は、次の点に留意すること」として、ア、イ、ウ、エというふうに書いておけば、よいと思うが、いかがか。

(矢嶋会長) 今のご提案に関して、事務局又は委員の皆様、いかがか。工藤委員、金委員、辻委員から賛成というご意見をいただいた。他の委員の方は、よろしいか。全委員一致なので、事務局、そのように修正よろしいか。

(事務局) 「これらの不当な差別的言動が行われることが」を「人種、民族、国籍、障害を理由とする不当な差別的言動が行われることが」というような記載の仕方で少し明確にしたいと思うが、いかがか。

(矢嶋会長) その点に関しては皆様いかがか。辻委員、金子委員賛成ということで、他の委員も特にご異論なさそうなので、事務局提案のとおりその文言は入れていただくということでお願いしたい。他にいかがか。ないようなので、次に移らせていただく。10ページ右欄の(4) 拡散防止措置について、ご意見をいただきたいと思う。

(金子委員) この拡散防止措置については、逆に、「～こと」で冒頭が始まっていないので、他のところと合わせて「～のような措置をとる」ということを入れて、「～なこと」というふうに語尾を揃えた方がよいと思う。

(矢嶋会長) 他の表現と平仄を合わせるということで、事務局、よろしいか。

(事務局) すぐにご提案できないので少し考えさせていただきたい。他と合わせるように作っていききたいと思う。

(矢嶋会長) お願いします。他に(4) に関していかがか。

(工藤委員) 拡散防止措置の2行目だが、「共生社会の実現に悪影響を与える」というので句点が打たれてしまっている。これは、次に何かつなげていかなければまずいのではないか。そのためにこんなことをする、こんなことが考えられるということ、少し文章を補強した方がよいと思う。

(矢嶋会長) 先ほど事務局にお願いした中にその点も含めて表現の修正をお願いしたいと思う。他にいかがか。ないようであれば、次に移る。では、11ページの右欄の(5) 不当な差別的言動の禁止についてである。これに関しては、審議に入る前に、一点皆様にお諮りしたいと思う。(5) アの2段落目のゴシック体で記載されている箇所、つまり、「③に光ディスクの配布を含めるかについては」から、「検討の余地があるとの意見があった」までは、審議会としては結論を出していない箇所となる。この点に関しては、前回の審議会で、金子委員から審議会として結論を出していない箇所のうち、結論が出せる箇所

については、結論を出して答申した方がよいのではないかというご提案をいただいている。一方で審議の進め方としては、審議会として結論を出さないまま、このまま答申するという方法もある。この箇所の答申への記載方法として、どちらの方法とすべきか、まずは皆様にお諮りしたいと思うが、この点についてご意見をまずいただきたいと思う。いかがか。金子委員は、可能であれば意見を統一して答申をした方がよいのではないかということによろしいか。

(金子委員) そうである。全体的な流れから見て、やはり部分的にこのような表現があるのは、よろしくないなということである。もし意見が一致できるのであれば、明確に書いた方がよいと思う。

(矢嶋会長) 他の委員の方々は、いかがか。

(金子委員) ここについて言うならば、③のところ、「ビラ、パンフレット、その他これらに類する物」というように「これらに類する物」という言葉が入っているので、ここに光ディスクを入れるのかどうかについては、最終的には市長に判断を任せるというふうにして、「検討の余地があるとの意見があった」というこの太字の文章は、もうなくてよいのではないかというふうに思う。答申をする際に、市長に、会長からここについてはこうであったということを補足説明する程度で、我々の答申の中には、あえてこの「～との意見があった」というようなことは書かずに後はお任せするでよいのではないか。

(矢嶋会長) ゴシック体の部分そのものを削除してしまうというご提案だが、皆様いかがか。辻委員、金委員、竹村委員からは賛成という意見があった。

(金委員) 一つ聞きたい。前に戻って、10ページの(4)アのところの最後が「光ディスク等について具体化すること」で終わっているが、この具体化することが、その下の(ア)、(イ)になるのか。それとも、それはそれで終わってよいのか。どうも私は、そこここのバランスというか、つながりが気になる。11ページのこの部分の文言を消すことは賛成であるが。

(金子委員) 10ページの方は、差別的な光ディスクを配った人間がいるということを公表する。そして、今、議論しているところは、そういうものを配ること自体を処罰の対象にするかどうかという話である。

(金委員) 前回そのような説明を受けてスッキリした記憶がある。分かった。

(矢嶋会長) では、このゴシック体の部分は削除するということで皆様よろしいか。特に反対のご意見がなければ、そのようにさせていただきたいと思う。ないようなので、では、事務局、この部分は削除ということをお願いしたい。

(工藤委員) 確認だけだが、11ページの上から4行目に「削除」とあるが、この文章はなくなるということによいか。削除以降の文章は、載せておかなければならないのか。

(事務局) この文章は、削除する。

(工藤委員) 承知した。それから、(5)アの新しく示された下線の部分であるが、漠然としてイメージができないのだが、場所は公共の施設、公共の場所であることは当然なのでそこはきちっと押さえておくべきである。次に、「個人の家や貸切り等によって不特定かつ多数の人による自由な出入りが制限されている施設の中」云々とあるが、これも少し漠然としている。書くのであれば、ここではなく、それこそ解説マニュアルでこういうところは駄目ということをもっと具体的に書いた方がよいので、ここでは公共の場所とすべ

きであるといっているところだけでよろしいのではないか。

(金子委員) 私は、「その他の公共の場所とすべきである。」で終わってもよいと思う。解釈指針の方で、そうであるから、個人の家は入らないし、貸切り等によって不特定かつ多数の人による自由な出入りが制限されているようなところは入らないというようなことを列記していけばよいと思う。

(矢嶋会長) 今の金子委員のご発言に辻委員は賛成ということであるが、他の委員の皆様はいかがか。

(金委員) これは、多分前回私が「ある施設」の「ある」とは何かと質問した後の訂正であると思うので、こういうふうになく訂正しなくてもよかったと思う。今の委員の意見に賛成である。

(矢嶋会長) では、「その他の公共の場所とすべきである」で切りたい。事務局、何かあるか。

(事務局) 今、会長がおっしゃったとおり、「その他の公共の場所とすべきである」というふうに切らせていただき、その後ろの部分は、公共の場所の解釈として、指針などで明記をしていくという形とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

(矢嶋会長) 皆様、よろしいか。異論ないようなので、ではそのように願います。他に(5)に関して、いかがか。

(事務局) 一点確認させていただきたい。資料でいうと16ページのフロー図の部分だが、以前、答申の中に入れる、入れないというご意見があり、今のところは入れる方向で作成をしているが、これについてどうするかということのご意見をいただきたい。

(矢嶋会長) 16ページに不当な差別的言動への対応方法についてということで、別図が付いている。これまでも別図を入れた方がよいというご意見と、入れなくてもよいのではないかというご意見に分かれていたと思うので、最終的な答申(案)に入れるかどうかということについて、ここで皆さんにご確認させていただきたいと思うが、いかがか。

(金子委員) 大変複雑な内容の答申になっている。前にも申し上げたが、答申は直接的には市長に対するものであるが、市民に対しても公表するものなので、私は、なるべくこのような図示をした方がよいと思う。

(工藤委員) 議論がいろいろあって、その後大分この図自体は、中身がよくまとまっていると思う。見れば、それはそれなりに分かるので、是非入れた方がよろしいのではないかと思う。一部少し修正がある。補強した方がよいのではないかという点が一部あるので、また後の議論のところで述べたいと思うが、図自体は入れてよいと思う。

(矢嶋会長) 金子委員、工藤委員からは入れた方がよいのではないかということだが、他の委員はいかがか。金委員賛成ということで、特に反対がなければ。では、図自体は入れるということにさせていただきたいと思う。今、工藤委員から修正点というお話があったが、特にどの箇所なのか、ご指摘いただいでよろしいか。

(金子委員) 割って入って申し訳ない。図の前に、先ほどの不当な差別的言動の禁止について、私は先ほどアの部分についての議論をしていて、その後イ、ウと続くのかと思っていたが、もう全部終わったということになってしまったのだが、少しそちらの方もお願いしたい。

(矢嶋会長) 承知した。では、(5)アに関してはよろしいか。

(金子委員) アについてだが、11ページの一番下が「類型について」という書き方になっている。類型でもよいが、行為ないしは行為類型なのかなというふうに思う。対象となる手段があるから、行為ではないか。事務局としては、何の類型なのか。類型というのは、要するに種類のことなので、何の類型なのかを明記した方がよいと思う。表現内容ということか。表現内容の類型ということか。

(事務局) 表現内容の類型ということでよいかと思う。

(金子委員) では、「表現内容については」若しくは「表現内容の類型については」とか、言動という言葉を使っていて、「言動の類型」でもよいかもしれない。単に類型だと何の類型なのか分からないかなというふうに思った。

(矢嶋会長) 事務局、修文について検討いただいてよろしいか。

(事務局) 承知した。ご意見をいただいた中で調整させていただく。

(金委員) 「ア 対象となる場所・手段・類型」となっていてその下に解説があって、アの5行目に「手段については」、その次がまた「類型については」というように続く。ここを整理整頓した方がよいのではないか。アとして場所・手段・類型があって、その後「場所については」、「手段については」、「類型については」となるので、a、b、cなりにした方がよいのではないか。また、アの類型も表現内容とかそういうふうになるのか。今の金子委員の指摘からすれば。

(矢嶋会長) 金子委員のご発言を踏まえて、具体的にどのような文言に修正するかは事務局で検討していただくという話になっているが、金委員のご提案としては、どういうふうに変更、修正した方がよいということか。

(金委員) 「ア 対象となる場所・手段・類型」があるので、その下の場所については1とか、手段については2とか、そういう感じだと分かりやすいかなと思う。

(金子委員) 他のところと合わせるとなると、(ア)、(イ)、(ウ)になると思う。なので、ここはやはり私も分けた方がよいと思うが、事務局はいかがか。

(事務局) (ア)、(イ)、(ウ)という形で、(ア)場所とか、そういう表現に、項目別にしたいと思う。

(矢嶋会長) では、事務局にその方向で修正いただくということをお願いしたいと思う。では、(5)イの対象範囲・強度についてご意見いただきたいと思うのがいいか。

(金子委員) まず項目立ての仕方だが、「イ 対象範囲・強度について」で「(ア)手法について」というのが次に来るのだが、対象範囲・強度の中の項目として「(ア)手法について」というのは、座りが悪いと思うのだが、この手法というのは、何の手法なのか。もっと言うならば、その手法というものはいらぬのではないかというのが私の考えである。対象範囲・強度についてで、二段階型と一段階型の考え方があり、この手法についてという項目がよく分からない。

(工藤委員) この項については、今までかなり慎重に議論してきた文章、内容である。したがって、あまりこれをいじって解釈したりしないということではなってきたので、従来の文章どおりきちっと掲載するというのがあると思う。それで、手法というのも今日初めて出て来た話なので、従来からいくと、今言った手法というのは私もよく分からないので、カットしてよいと思う。従来の文章どおり、二段階型から積み上げていった方がよいと思う。

(矢嶋会長) もし「(ア) 手法について」という文言を削除ということになると、15ページの「(イ) 凍結について」も記載方法が変わってくると思うが、そこも含めて、事務局、今のご意見についていかがか。

(事務局) 例えば、(ア) は残しつつ、「(ア) 対象範囲・強度について」ともう一回書き、(イ) はそのまま凍結についてという表現で、残すような形ではいかがか。

(工藤委員) 少しその辺も含め、従来 of 文章をまた変えて議論するとなるとまた大変になってしまうので、従来、意見が一致したところだけを記載して欲しいと思う。

(矢嶋会長) 辻委員もご賛同ということだが。

(金子委員) 今の事務局のご提案は、(ア) が何になるのか。

(矢嶋会長) 対象範囲・強度についてをもう一度(ア) で書いて、(イ) はそのまま残すという提案である。

(金委員) この凍結については、何度も説明はいただいたと思っているが、ここに明記する理由はあるのか。必要なのか。

(事務局) 9月24日の審議会において、竹村委員、金子委員からご意見をいただき、こういう書き方で示した方がよいのではないか、金子委員からも凍結した方がよいという理由を書いた方がよいというご意見もいただき、その時に発言された内容でここは記載をさせていただいた。

(工藤委員) 凍結期間中についての解釈だが、私は違うような気がしている。実は9月に議論した時、やはり人権教育・啓発は大変大事であるという意味でかなり強調した。そこでの、罰則適用の二～三年凍結もあり得る際の議論であった。仮に二～三年凍結されたとしてもその期間中は、人権教育・啓発にとどまってよいのかということについては、それはそうではないということをおは主張してきた。少なくとも行政指導、それから勧告、命令、公表まではきちっと行うべきで教育・啓発だけにとどまることではないと主張し、議論に参加してきたつもりである。教育・啓発は大変大事であるがそれにとどまると何もしなくなってしまうので、その先もすべきことはする、そういう意味であり、合意を得ているのではないかと思う。この部分は、削除してよろしいのではないか。

(金子委員) 先ほど前の審議会でおは言ったこと of 趣旨がここにいかされているというご発言があり、それは、おはよく分からないのだが、いずれにせよ趣旨説明 of ようなものは削除するということで、前もそのようにしてきて文章を作ってきた。ここだけ趣旨説明があるのは、変だと思うのでおは削除に賛成である。

(矢嶋会長) 三人から(イ) に関しては削除でよいのではないかという意見があったが、他の委員 of 皆様は、いかがか。

(竹村委員) おは、それでよいと思うが、やはり人権教育や人権啓発、また、先ほど工藤委員が言われたように、声明とかそういうものも大事にしていくんだという趣旨 of のものであれば、それはもうこれを削除してもよいかと思う。そういう、もう、すぐに罰則ということではなく、こちらの方に力を入れていくんだ、入れていって欲しいという、そういう趣旨が入っていればよいと思う。罰則適用は、二～三年凍結することもあり得るということが※で記載されているので、その部分は読み取れているのかなと思う。それにはやはり、人権教育・人権啓発 of いうものを行っていくということを入る節が含まればよい。

(矢嶋会長) 結論としては、この(イ) に関しては削除ということでおはよいか。

(竹村委員) よいと思う。

(矢嶋会長) 他の委員の方もよろしいか。反対のご意見はないようなので、(イ)については、削除することとする。戻って(ア)は、見出しとしてはいらぬということになるので、取ってそのままとしたい。「イ 対象範囲・強度について」の下の「(ア)手法について」を削除するというのでよろしいか。

(事務局) 確認だが、凍結の趣旨は、こちらに書いてある内容ではあるが、ここにはあえて載せないということよろしいか。

(矢嶋会長) 皆様のご意見は、そういうことで共通していたと思うが。

(工藤委員) 今後、条例の解説の中で出てくる話だと思うが、罰則凍結期間中も差別的言動があった場合は、人権教育・啓発にとどまらずに、罰則は凍結するが、その前段階のいろいろやることは全てやるという趣旨である。一定の手続、罰則に至る前段階の手続として、行政指導、勧告、公表まできちっとやるべきだということを目指してきた。教育、啓発にとどまらないということを再度強く主張しておきたい。この部分はそういう意味で削除するという趣旨である。

(金子委員) 罰則を凍結していたとしても、それ以外の条項を凍結するわけではないので、それ以外の条項が適用されることはもう当然のことである。それ以外のことはやるというのは、もう当たり前のことだというふうに思うので、この部分を書こうが書くまいが何ら法的効果はなく、問題ないかなというふうに思う。今、工藤委員がおっしゃったとおりのことは、もう当然のこととして実行していかなければいけないというふうに思う。

(矢嶋会長) 事務局よろしいか。

(事務局) 金子委員がおっしゃったとおりで認識している。

(金子委員) この二段階型と一段階型のところであるが、先ほど意見をまとめられるところになるべくまとめた方がよいというふうに私が前回か前々回か申し上げたところなのだが、前に罰則のところで大変議論が紛糾したときに、その紛糾を紛糾のまま終わらせないために、様々な意見を取り入れた上でこの一段階型、二段階型というものをご提案したところであるが、大分議論が煮詰まってきて、最終的にこれでよいのかどうかということは、やはりもう一度確認をした方がよいと思う。今までこの答申を読んできたとおりに、この前段階のところでは、比較的、強制性の強い措置については、人種、民族、国籍、障害を理由とする不当な差別的言動に限定するという流れに答申が今ずっとなっている。それにもかかわらず、ここに来てまたこの二段階型というものが現れてくることに若干の違和感がないのかどうか。ここもやはり一段階型、人種、民族、国籍、障害を理由とする不当な差別的言動に罰則の対象は限定した方がよいのではないかと私は素直に思う。もちろん二段階型も残した方がよいというご意見が強いようであれば、この二段階型、一段階型を併記するというで問題ないと思うが、答申の全体の流れからすると、やはりここは一段階型が素直なのかなというふうにも思う。これはむしろ他の委員の皆様の意見を伺いたいところである。

(矢嶋会長) 今の金子委員のご発言についていかがか。このまま二類型を残すのか。それとも、一つに統一して答申(案)として出すのかということだが、いかがか。

(金委員) 質問だが、これは今、11ページからの不当な差別的言動の禁止について、ア、イが続いてそのイの対象範囲・強度の中のa、bになるのか。

(矢嶋会長) そうである。

(金子委員) もう一言言わせて欲しい。二段階型の場合には、その一段目のところで、「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身」というかなり幅広いことを理由として差別的言動をした場合に、氏名を含めて公表の対象になるわけである。ここまで広い差別的言動について公表するという職務が人権委員会にはかなり荷が重いのではないかとということが一つである。それからもう一つは、やはり余りにその対象が広くて、一定の萎縮効果をもたらさないかどうかということ、つまり表現の自由とのバッティングの度合いが相当強くなるのではないかと懸念がある。等々のことを考えると、将来的には分からないが、まずはこの一段階、ずっとこのかなり規制力の強いことについては、この答申では人種、民族、国籍、障害を理由とする差別に限定をしてくているので、ここもやはり一段階型である程度限定をかけた上で、もう最終的にこの罰則を含め、罰則をかけるかどうかは別にして、罰則を含めた強い措置をとるというふうになるのが素直な流れではないかと思うが、それでもやはり二段階型でありとあらゆる差別的言動についてこの公表は残しておくのだということであれば、それはそれで構わない。むしろそれで一致する、よいということであれば、私としてはこの選択肢を二つ残すということについては賛同するが、最終的にもう一度この審議会として確認をした方がよいかということである。

(矢嶋会長) この a の二段階型を残すべきだという委員の方、ご発言があればお願いしたいと思うが、いかがか。

(金委員) 金子委員に申し訳ないが、私は二段階型を残してもよいのではと思う。

(金子委員) できればその理由をお聞きしたい。

(金委員) これだけ難しいことをするから、やはり二段階型の一段目、幅広く公表までの制限を幅広くかけておいても、今後、今からもっともっと出てくるであろう、性別、性的指向、性自認とかの問題は、今後もっと強く社会問題になるのではないのかなと思うので、この際、ここも押さえておいてもよいのかなと思う。

(金子委員) その辺りは私もよいが、信条、年齢、あるいは疾病、出身、この辺りに関する侮辱的な表現というのは、ついつい口が滑るということも日常生活の中ではある。まだ、これは差別に当たるんだということが分からないままに、ついつい年齢的な差別をしてしまうとか、信条に基づく差別をしてしまうというようなことは、日常生活の中でかなりある。その辺については、まだまだ足りない部分があると思うので、やはり教育・啓発を進め、教育・啓発を十分したのにもかかわらずあえてそれをする人間がいた場合には、将来的には公表ということもあり得ると思うが、まだそこまでこの国の人権状況が成熟しているかどうかということについて、大変危惧するものがある。先ほど申し上げたとおり、余りに言論を広く統制することになって、萎縮効果を招くことにならないかどうか。まず、竹村委員がずっとおっしゃっていたことだが、やはり人権問題の出発点は、そういうことはいけないのだというような社会認識を教育・啓発によって広げていく。それでも駄目な場合に、そういった社会意識が醸成されているにもかかわらずそういうことを言う人間というのは、言ってみれば悪質な人間である。故意にそういうことを、あえてしようという人間がいる場合には、それはもうある程度規制策をとっていく必要があると思うが、まだ社会の中に、これだけ広い言動について侮辱的な表現をしたことを、公表という一定の制

裁的効果を持つ措置で規制する程の社会情勢が醸成されているのかどうかということについて、疑問なしとしないということである。なので、今、おっしゃったように性的指向とか性自認とかについては、私も一考の余地はあると思う。

(金委員) おっしゃることは、本当に理解できる。でもこういうことがあることで、つい口が滑ってやってしまったという方も謝罪をしっかりとすることで、また社会が共有して、やってはいけないことをどんどん広めていきたいとも思う。新聞紙上で見ると本当にたくさんある。つい滑ってしまった、でも滑ってはいけない場面もいっぱいあるけれど、ついというところに逃げるのかなとも思ったりして、私は二段階をまだ残してはどうかと思う。本当におっしゃることは分かる。

(金子委員) そのためにこの条例では、例えば声明を出せるようになっていたというようなこともある。そういうようなことについては、声明でも十分だと思う。こういうような発言があったけれども、これは人権侵害ではないかという問題提起を社会にしていける。それに対して民間レベルで謝罪をすべきだというような言論、対抗言論を、その差別者に対して発していく、ということはある得ると思う。だが、市が、言ってみれば権力を背景にしてお前のやったことは差別なんだというふうにしてさらし者にするというのが公表である。少し言い方はきついが。そこまでのことを市に権限を持たせてもよいのか。それはかえって濫用のおそれはないかどうかということも十分考えなければいけないと思う。特に、信条差別というのは、政治的な差別というか、政治的に使われた場合に大変恐ろしいものである。その辺は皆さんよいのかということなのだが、その点、疑問に思っていて、前の時には、このような案を出さないとまとまりそうになかったので、あえてこの二段階案というものを作った。これは私も作った張本人の一人だが、最終的にそれでよいのかということである。信条は、政治的な信条や様々な信条に対して少し行き過ぎた発言をした場合に、それは人権侵害だというふうについて公表までするということでもよいのかどうかなのだが。

(金委員) その公表のところについて、声明を出すとかは。

(金子委員) 声明はもちろんできる。この条項にかかわらずできる。深刻な人権侵害については。

(竹村委員) 金委員の言われることは、本当によく分かる。現実として、現場というか教育界では、いじめだとか、性別、性的指向によって、いろいろ差別を受けていることは子供たちの間では起きることである。ただ、私もそれを本当に現実とやっていただきたいという願いはあるが、ただこの人権委員会の中で、確かに金子委員が言われるように広くやってしまうと、かえって今一番問題になっている人種、民族、国籍、障害、特にやまゆり園の問題がぼやけてしまわないかという心配も少ししている。なので、第一段階というか、こういう方法をとることが、人権委員会の趣旨がぐっと表に出てくるのかなという感じはしている。そのため、一段階でよいと思う。

(矢嶋会長) 他の委員の方、いかがか。今、両方支持するご意見が出ていると思うが、いかがか。

(辻委員) 私は、まだ結論が出ているわけではないが、今の議論を伺っていると、信条は必要ないかなと。あとは、私自身は二段階目と一段階目のこれは一体、何なのだろうかと当該審議会の議論を聞いていて思ってきたので、一段階目はなるほどという形ではある。ただ

今、委員がおっしゃったように性的指向、性自認、あとは出身というところは大事なところで、括弧書きのところを見ると侮辱、排除、犯罪扇動と書かれているので、もうこれは侮辱罪が成立するとか、村八分にして名誉毀損が成立するとか、扇動罪が成立するというような限定された場合なので、それは残してもよいのかなと思ったりもする。ただ、それが「二段階目」という表現になるのか私も分からないところである。公表については、10ページのところで、公表の内容がa、b、c、dというふうに書かれていて、そういう問題のある行動をされた方について意見を聴く形となっているので、この程度であれば問題はないのかなと。信条を除いて。ただ信条といった場合も、信条に基づいて外部行為を行った表現の自由という扱いになるので、金子委員がおっしゃったとおり、少し問題ありというところは確かにそうかなという気がする。もう一つ金子委員がおっしゃっていて私自身、得心したところが、人権委員会を実際に動かしたときかなりこの人権委員会の負担が大きくなるかもしれないことである。そうすると、もう今は折り合いを付けてしまって、bの一段階型に絞っておかないと人権委員会が機動的に、実効的に機能しないのではないかという金子委員の意見はもっともであるというふうに思ったところである。なので、私は、そのような皆さんのご意見をまたもう少し聴いてからという形である。

(矢嶋会長) 一番大事なところでもあるので、ご発言いただいている委員の方は、是非お願いしたい。

(工藤委員) 前回一段階型、二段階型について大分議論した。私はb型というか一段階型をずっと主張してきたが、その理由は、今、金子委員も辻委員も言ったように人権委員会はこれをカバーできるかどうかということがある。もっとすっきりした方がよい、そして問題点をもっと明確して方がよいということで主張していた。ただ、今、金委員が言っていたようにLGBTに関わることについては、かなり問題がある。信条については私も言っていて、少し慎重にしないと。我々に対しても返ってくる話なのでということ言っていたのだが、もし二段階型にするのであれば、もっと対象を絞って、今起きている問題をきちっと整理した上で二段階型にしていくのではないかと思うが、私は基本的に一段階型なので、どうしても二段階型が必要であるとするならば、対象者を絞った方がよいのではないかと思う。

(大貫委員) ここの項目の12の不当な差別的言動についてというところなので、声明についてとか、いろいろなところを絞っているのが、一段階型の人種、民族、国籍、障害であり、ここの段階ではこれに絞っているようなので、ここでは、やはり私は一段階型がよいのではないかと思う。

(金委員) そもそも一段階型、二段階型という表現のまま、この答申として出すのか。

(矢嶋会長) 案としてはそうである。

(金委員) 承知した。

(工藤委員) 先ほど言った、やはり性的少数者等のことが問題になっていると全体で認識する。それから、出身者、部落差別がある。大変深刻な問題なので、それをきちっと緊切とするならば、一段階型にもう少し項目を加えて、性的少数者の問題とか出身者の問題を加えて、一段階型にしたらどうかと思うが、いかがか。

(金子委員) それは一案であると思う。であるならば、この前の部分についても、対象となる差別事由を増やさないと平仄が合ってこないと思う。拡散防止のところであるとか、その

辺についても増やすべきだと思う。私は、別にそれは一理あるかなというふうに思う。

(工藤委員) それは金子委員の言うとおりで。

(矢嶋会長) 純粋な二段階型を支持する意見は金委員だと思うが。

(金委員) 今の話を聞いて、私もとりあえず一段階、二段階の表現も、この場面ですごく分かりにくいと思うので、一段階で、障害の後に性的指向とか出身とかそういう言葉を入れたら、総括的にまとまってくるのではないのかなということ言いたかった。金子委員、工藤委員の意見に賛成である。

(矢嶋会長) では、一段階型という言葉も、多分これ自体なくなると思うが、一段階型にして。事務局お願いします。

(事務局) 今、いろいろご議論をいただいているが、工藤委員がおっしゃったように、新たに性的指向であったり出身であったりとかを加えるということだと、その部分を加えることについて、今までの経過の中で審議して決まってきたものも全てもう一度見直すための審議をされなければいけないのではないかというふうに思う。そして、今、答申(案)の確認をしている中で、そこまで改めて審議をする項目にして検討していくというご意見か。

(金子委員) 改めて審議をしなければいけないというのはどういう意味か。

(事務局) 今まで、人種、民族、国籍、障害という中で、それに、例えば立法事実があるというような話の中でこの項目が進んできたと思う。その中に、新たに性的指向であったり出身であったりとか、いろいろなものを加えるということであれば、それに対応するために、そういう事実があるのかということも確認するものなのかなとも思う。

(金子委員) 事実があるかの確認というのはどういうことか。今までも別に特に立法事実を明確に確認はしていないと思うが。

(事務局) 審議会の中で具体的には表現する必要はないというようなご意見はいただいていたが、ただ実態としてはこういうものがあるというご意見はいただいていたと認識している。

(金子委員) 今上がっている性的指向や性自認、あるいは部落差別については、立法事実があるということは言わずもなかなというふうに思うので、単に条文というか、答申(案)の中に言葉を足して、それにこの審議会の委員が合意をすれば、問題はないのではないか。事務局が何を問題にされているのか、私がよく理解ができなかったのだが。

(事務局) これまで審議いただいていた項目を、ここの段階で見直して新たに追加をするという部分についてである。

(金子委員) ここで今審議をしてそれで皆が同意しただけでは足りないのか。今までの経緯をずっと我々は当然知っているわけなので、そこに今までのところも含めて全部足すということ同意をするのであれば、それ以上のものが何か必要になるのか。

(矢嶋会長) 具体的に、例えばだが、性的指向とか性自認、出身を入れて、事務局が懸念している、支障が出るような項目が具体的にあれば、示していただいた方がよいと思う。今の立法事実に関しては、特に問題ないということだが。おそらく事務局の懸念があまり委員の皆さんに伝わっていないのかなと思う。

(事務局) 今回のこの審議の中で、新たにそういうものを加えるということ、委員の中で決めていただいて進めるということであれば、どのような懸念材料があるかというのは、今、急な話だったのであるかないかということもあるけれども、現状の、本日の審議の

中でそのように結論付けされるのであれば、答申として入れていただくようになるのかなとは思っている。

(矢嶋会長) では、改めて皆様に確認だが、今の案でいう一段階型にした上で、現在は人種、民族、国籍、障害という四つが挙げられているが、これに性的指向、性自認、出身を加えるということに関しては、先ほどの議論からすると入れるということに異論がないかなと思うが。

(金子委員) 出身はかなり曖昧な概念であるので、それがいわゆる部落差別を意味するということは、定義規定の中等で明確にした方がよいと思う。それこそ出身大学とか、そういうものまで出身といえれば出身なわけなので。

(矢嶋会長) 入れること自体はよろしいか。

(金子委員) 部落差別的なものを入れるということであれば、それはもちろんよいと思う。立法事実も十分あると思う。

(矢嶋会長) 出身という言葉の使い方に注意しながらということになると思うが、この三つを加えるということに関してご意見をいただいてもよいか。賛成や反対、追加というようなご意見があれば。

(大貫委員) それを加えることは構わない。そうすると、先ほど少し私が言ったが、12の前の方も全部変えることになると思う。これは、金子委員もそう考えて先ほど言われたのではないかと思うが、拡散防止や、いろいろなところで使っているので、それら全部に入れないとおかしくなりはしないか。

(矢嶋会長) その前提でよろしいかどうか、皆様からご意見をいただきたいということである。現状、この答申(案)の中で、この人種から障害まで四つ書かれているところに、プラスこの三つを全て書き加えるという修正でよろしいかどうかということの確認である。

(工藤委員) 私は、やはり用語はきちっと統一すべきだと思うので、全部、これ大した作業ではないので、入れるのであれば用語は全て揃えて欲しいと思う。だから、加えて欲しいと思う。

(矢嶋会長) 新たに加える三項目でよろしいということか。

(工藤委員) それでよい。まだ問題提起があるのであれば、それを少し議論してはどうかと思う。

(矢嶋会長) 他の委員の方いかがか。

(辻委員) 今の工藤委員と金子委員の意見に賛同する。今、条文をずっと見ていたのだが、例えば、3と4、市並びに市民及び事業者の責務についてのところでは、性別や性的指向、性自認、障害、出身という文言が入っている。次に、5にも入っていると思う。そして、5(1)も答申(案)に入っているかと思うが、今、議論しているところは、人権委員会の権限についてになるので、今、金子委員と工藤委員がおっしゃったところで、少しだけ広げて、それとも広がらないように絞り込むというのであれば、二段階型のaのところはなくなっても対応できるか。私自身は、〇〇大学出身は、本骨子の「出身」の文言に該当しないと思う。部落差別だけだという前提で「出身」は議論されていたので。そういうことである。

(矢嶋会長) 他の委員の方、よろしいか。では、本日の審議会で、この一段階型に統一すること、三つの項目を加えるということで皆様合意されたということで、ここも修文を事務局

にお願いしたいと思う。

(工藤委員) これに対しては皆合意すると思うが、16ページに別図があるが、いろいろと考えてみたら、事案が発生したときに救済がない。救済をどこかできちっと入れておいた方がよろしいのではないかと思う。救済が全くないので、相談の下に救済、ここでよいかは別にして、救済を四角に囲って、救済するというを示した方がよいかと思うが、いかがか。

(矢嶋会長) チャート図に関しては、先ほども載せるということであったが、工藤委員から新たに救済について入れ込むということで意見があったがよろしいか。事務局は何かあるか。

(事務局) 今、このフロー図が不当な差別的言動への対応についてというところの相談の部分になるので、そこに救済をそのまま入れてよいか。救済の部分は若干項目が違ったような気がする。不当な差別的取扱いについての救済を図るというような項目で先ほど整理がされたと思っていたので、こちらに救済という言葉そのまま素直に入れてよいかというのは、少し考えさせていただきたいと思う。

(工藤委員) おっしゃるとおりで、差別的言動を含めていろいろな差別事案について救済しなければいけないので、少し考えてもらいたい。ただ入れないと、この図からは、救済ということが読み取れないような気がするので、その辺の入れ方は工夫していただいて結構である。

(矢嶋会長) では、少しお時間をいただき、事務局で検討いただいて、最終的に、次回に確認ということにさせていただきたいと思う。

(3) 答申(案) について(15 審議会としての要望について)

(矢嶋会長) 次に、「15 審議会としての要望について」、ご意見いただいてよろしいか。

(金子委員) (2)の表現だが、「国に対して、差別を禁止するための法律を制定すること及び国内人権機関の」、「の」ではなく「を」だと思うが、「国内人権機関を設立することの働きかけ」だと変なので、「設立することについて」や「設立することに関して」とかの方がよろしいかと思う。

(事務局) そのように修文させていただく。

(矢嶋会長) 願います。

(事務局) (2)の「及び」の後の「国内人権機関を設立」という部分について、「国内」という文言は、国に働きかけるに当たり記載をしておく必要があるかどうかご意見をいただければと思う。

(金子委員) ただの人権機関だと種々の機関がそこに入ってしまい、いわゆる国連で使われているところの国内人権機関というのは、国レベルの人権委員会を指し、それを設立することを働きかけるわけなので、ここは国内人権機関でよいと思う。もうこの用語で特定の機関を指す言葉としても確立しているので、この言葉を使う方がよいと思う。

(事務局) 承知した。

(矢嶋会長) あと他にご意見はあるか。よろしいか。ないようなので、では、事務局に修文をしていただくが、答申(案)はこれで一応確定ということにさせていただきたいと思う。

(4) 条例の名称について

(矢嶋会長) 条例の名称についてお諮りしたいと思う。審議会で、条例の名称をご提案いただくことになっていた。今までずっと仮称で来たが、ご意見を是非いただきたいと思う。

(工藤委員) 私は、やはり相模原市の条例なので、相模原市の現状にマッチしたネーミングがよいと思っている。そういう面では相模原らしさを出した方がよいだろうと。それから、津久井やまゆり園事件があった。それから、相模原市は差別的言動が日常化している自治体でもある。ヘイトスピーチが週に何回繰り返されている。したがって、是非やはり障害者、外国人とは共生していくという視点を入れてみたらどうかと思っている。共生の視点でそれらしい名称にした方がよいと思う。私の案だが、「相模原市差別のない共生と人権尊重のまちづくりを推進する条例」と私は考えている。あえて「推進する」を入れたのは、やはりただの条例だけだと積極性がないので、積極的な意思を示すためにも「推進する」という文言を入れたらどうかと思っている。

(矢嶋会長) 全部ちゃんと聞き取れなかったので、申し訳ないがもう一度お願いしたい。

(工藤委員) 名称は、「相模原市差別のない共生と人権尊重のまちづくりを推進する条例」である。

(矢嶋会長) 承知した。今、工藤委員から、「相模原市差別のない共生と人権尊重のまちづくりを推進する条例」という案をお示しいただいたが、委員の皆様、いかがか。

(金子委員) 私は、名称にはこだわらないので今の工藤委員のご提案でもよろしいかと思うが、条例は、通常正式名では呼ばれず、短縮されて呼ばれるので、そのことを考えて、条例名が一体どのように短縮されるのかを考えた方がよいと思う。その場合、今の条例だとどうなるか。どう短縮されるか。私が何を申し上げたいかという、理念条例のような形に短縮されること、例えば共生や尊重とかであるが、そのような理念をうたうような言葉が表に出て短縮されるというのは、この条例の内実に合わないというふうに思うので、差別解消推進条例とかそういうふうに短縮されるように、何を目指しているのか、それは差別の解消を目指しているわけなので、そういうことが前面に出るように呼ばれる条例にしたいなというふうに思う。

(矢嶋会長) 今、金委員からチャットでご提案いただいているので、ご覧いただければと思う。「一人の人権も守られる相模原市人権条例」というご提案をいただいた。

(辻委員) 私も名称にはこだわらないので、皆さんにお任せする。

(矢嶋会長) 大貫委員、竹村委員、片岡委員はいかがか。

(竹村委員) 私は、仮称の名称で十分ではないかなと思ったりしている。中身が問題だと思うので。金子委員の言われるように、端的にとれる名がよいかなと思う。これでなくてもよいが、仮称は、一応何かすぐくすつと来た。

(矢嶋会長) 仮称をとってこのままということで。

(工藤委員) いろいろ意見はあると思う。別に一つの案でまとめることもないと思う。それは併記で出して欲しいと思う。私は、やはり津久井やまゆり園事件にこだわっている、そのことは、条例の中できちっと取り上げるべきと言ってきた。そこは、かなりこだわりがある。ヘイトスピーチについてもこだわりがある。略称で何を意味する条例なのかが分かるような、例えば、人権条例なのか、反差別人権条例なのかということであれば、それはそれでよいと思う。これは一つの案であり、この案にこだわらないが、私はこだわる内

容もあるということは申し上げておく。

(矢嶋会長) 私も、反差別ということほうたった方がよいと思う。例えば、仮称の今のタイトルの中に、「相模原市差別のない人権尊重の」というように「差別のない」という文言を入れるというのも一つかなと考えるが、いかがか。

(金子委員) 「差別のない」という言葉が条例の中に入っているという条例は日本全国に相当数ある。そういう意味でも全国的な流れには沿うかなと思う。

(矢嶋会長) 事務局に確認したいが、必ずしもこれは一本化しなくてもよい性質のものか。もしそうであれば、今、出されたものを並べてこういう意見が出たということによいと思うが。あえてこだわらないという意見の方もいらっしゃるのでは。

(事務局) いろいろな意見が出た中で、これを一つにまとめるというのもなかなか難しいと思う。こういう案があったということで提出いただければよろしいかなと考えている。

(矢嶋会長) では、今、併記するというのもありということで、今日、事務局で記録をとっていただいていると思うので、皆様から出たご意見を併記する形で提案するというのもよろしいか。金委員から、反差別を入れ、「一人の人権も守られる相模原市反差別人権条例」とする更新されたご意見がチャットであったので、こちらも載せていただくということによろしいか。ないようなので、そのようにする。最後に資料2の答申(案)についてということで、答申(案)の形を資料2として示しているが、この審議を行うか。

(事務局) 時間も過ぎていたので、資料2については、資料3と一緒にした形で次回審議していただければと思う。文言等を加筆しなければいけないところもあると思うが、答申(案)の内容までは確定させていただいているので、このような形によろしいかと思うが、他の委員のご意見があれば。

(工藤委員) 前文以降は、基本的にはこれまで確認された内容だと思う。多少文言整理をやる程度の話だと思うが、またここで一からやり直すと大変時間がかかってしまうので、これは基本的に確認されているということで議論を進めていただきたい。ただ、どうしても明らかな間違いの修正とか、文言の整理をする程度として欲しいと思う。

(矢嶋会長) では、本日既に時間も経過しているので、次回は本当に最終的な文言の確認ということと、あと今日の議論の中で新たに少し修正が出たので、その確認にとどめるということにしたいと思う。では他に委員の皆様からご発言はあるか。ないようなので、令和4年度第12回相模原市人権施策審議会を閉会する。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		欠席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席